

三次市教育委員会議案第15号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成26年5月30日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令
(案)

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「，規則第7条第9項」を「，規則第7条第8項」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。